

「共謀罪」

内心処罰一般人も対象

衆院委 参考人から指摘相次ぐ

畑野議員が質問

衆院法務委員会は25日、「共謀罪」法案について参考人質疑を行いました。法案に賛成の立場の参考人からも、「内心の処罰」や「一般人が捜査の対象になること」に懸念が出され、同法案の危険性が改めて浮き彫り

になりました。↓関連の面
・日本共産党の畑野君枝議員が、花見か犯罪の下見かの違いは目的であり「目的をしっかりと調べる」とした金田勝年法相の答弁を挙げ、「内心を調べることになり、憲法違反ではないか」と質問したのに対し、高山佳奈子京都大学大学院教授は「内心の自由を侵害するような立法は違憲だ」と答えました。

高山氏はさらに、花見と下見の違いは「内心そのもの」だ。日本国憲法は、内心



の違いだけを根拠に処罰することを基本的に認めてい

ない」と指摘しました。

法案に賛成した井田良中央大学大学院教授は、重大犯罪の発端部分を捕まえるには「内心を見るのは当然だ」と述べました。

一般人が捜査対象になることをめぐっては、元自民党衆院議員で弁護士の高山孝氏が、「一般人も対象」と答弁した盛山正仁法務副大臣の方が「法律家の感覚

参考人に質問する畑野君枝議員(手前)。(奥左から)小澤、井田、小林、高山、早川の各氏。25日、衆院法務委

に近い」と述べ、対象外とした金田法相の見解を退けました。

漫画家の小林よしのり氏は「市民が萎縮して健全な民主主義が成り立たなくなる」と警鐘を鳴らしました。

政府が「共謀罪」の最大の口実とする国際組織犯罪防止条約については、高山氏が、現行法制度の下、「共犯や予備罪・陰謀罪の処罰等の諸制度を組み合わせることで締結できる」と指摘。同条約5条を元に共謀罪が必要だと主張する政府に対し、「条約全体は国内法の原則に適合する対処を求めている。5条だけをしっかりとし定規に見て、全部国内法で犯罪化しないといけないものではない」と強調しました。

「共謀罪」法案参考人質疑

高山 京都大学 大学院教授の陳述

(要 旨)

25日の衆院法務委員会での「共謀罪」法案の参考人質疑で、京都大学大学院の高山佳奈子教授（刑事法）が行った意見陳述の要旨は次の通りです。

衆院法務委



発言する高山佳奈子京都大学大学院法学研究科教授（25日、衆院法務委）

TOCC（国際組織犯罪防止）条約の早期締結に賛成ですが、「テロ等準備罪」を設ける本法案には反対です。第1に法案は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催のための「テロ対策」を内容とするものではないと考えます。本法案は、一人の単独犯によるテロ計画、

単発的な集団のテロが射程に入っておらず、重要な部分が対象から外れています。テロ対策はすでに立法的手当てがなされています。14年改正のテロ資金提供処罰法により、テロ目的の資金、土地、建物、物品役務、その他の利益の提供が包括的に処罰対象になりました。これではほとんどのテロ目的の行為はカバーでき、テロの観点で五輪対策は事実上完了しています。さらに、テロに限らず違法な目的で物品を入手する行為やある場所に入っていく行為は、かなり広い範囲で詐欺罪や建造物侵入罪の処罰対象になっています。テロ対策として、日本は諸外国に比べてもかなり広い処罰範囲をすでに有しています。2点目は、条約への参加の仕方です。条約5条では参加罪、結集罪や共謀罪による組織犯罪への対処を求めています。しかし国連が各国への参考資料として04年に公表した「立法ガイド」の51項では、参加罪や結集罪、共謀罪の制度化のうち一つを欠いている国が、必ずしもそれを導入する必要はないという趣旨を述べています。条約全体を見ると、各国が組織犯罪対策を国内法の基本原則に適合させ、憲法の範囲で対処することを求めています。しかし、定期的な国内法化は求められていません。それを示す一例が米国です。いくつかの州の刑法が共謀罪の一般的な処罰規定をもっていないため、条約に留保を付した上で参加しています。第4は、対象犯罪の選別の問題です。とくにTOCC条約との関係で、経済犯罪を除外している問題があります。第3は、一般の法案の対象が限定されているかどうかです。ある団体の構成員の一部が性格を犯罪的なものに「一変」させた場合を対象に含めるとなれば、一般人の通常の団体として結成された場合も除外できないこととなります。犯罪の「実行準備行為」は、特段の危険性がなくても外形的な（犯罪の準備）行為であれば、特に限定なく（資金、物品の手配、関係場所の下見以外にも暴力団とも関係のない）「その他」の中に全部含まれるとの読み方ができると思います。内容は不可解な法案には賛成できません。

漫画家

小林よしのり氏

「民主主義を守るために物を言う市民は必要。言論を萎縮させるようなことがあると困る」

戦前に戻らないとは言えない

衆院法務委員会が25日に行われた参考人質疑。「保守」を自任する漫画家の小林よしのり氏が、国民の思想・内心を処罰する「共謀」

想・信条・表現の自由を奪とこころでぜひとも活躍してほしい」と答えました。同日の質疑で、「政権の不始末が次から次に起こった。過去に戻らないとも言えない」とたしなめました。

小林氏は、共産党への、北朝鮮やテロが危な

捜査「暴走」懸念

元自民党衆院議員

早川忠孝弁護士

元自民党衆院議員の

早川忠孝弁護士は25日の衆院法務委員会の参考人質疑で、政府が

「共謀罪」法案を「テロ等組織犯罪処罰法」と呼んでいることについて、「TOCC(国際組織犯罪防止条約)では『共謀罪』と訳している」と指摘しました。早川氏は「テロ等組織犯罪だったら必要な制度だと国民の半分ぐらゐの方はそう思うだろう」と政府与党のころまかしの意図を説明。「しかし、法案の中心はちょっと違う」と指摘し、「正しい議論を共有したうえで、対象犯罪を減らすべきだ」と述べました。

さらに、早川氏は捜査機関による冤罪(えんざい)事件を取り上げ、「捜査機関はテロ犯罪を防止するといふことで、さまざまな情報収集の過程で、予断、偏見、見込み、誤った捜査をしてしま

う。成績主義があるから、なんらかの仕組みをつくると結果を出さないといけない」と述べ、「共謀罪」法案の成立に伴う捜査機関の「暴走」に懸念を表明しました。

罪「法案への反対を表明しました。警戒心」を示しつつも、「でも共産党は現在の国家権力に対する批判では非常に鋭い。頼りになる。言論国家に介入されて内心・思想・表現の自由を守るとい

いと言ったらとんとんに傾いていく」と世相を憂えた小林氏。テロの脅威をおる日本維新の会の松浪健太議員に対しては、「左翼の人が『戦前に戻ると』と

「でも共産党の畑野君枝議員が「立場の違いを超え、国家に介入されて内心・思想・表現の自由を守るとい

権力に対する批判では非常に鋭い。頼りになる。言論太議員に対しては、「左翼

「でも共産党の畑野君枝議員が「立場の違いを超え、国家に介入されて内心・思想・表現の自由を守るとい

権力に対する批判では非常に鋭い。頼りになる。言論太議員に対しては、「左翼

「でも共産党の畑野君枝議員が「立場の違いを超え、国家に介入されて内心・思想・表現の自由を守るとい

権力に対する批判では非常に鋭い。頼りになる。言論太議員に対しては、「左翼

「でも共産党の畑野君枝議員が「立場の違いを超え、国家に介入されて内心・思想・表現の自由を守るとい

権力に対する批判では非常に鋭い。頼りになる。言論太議員に対しては、「左翼